

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(二) 平成三十年十二月十九日

## 告示

岐阜県告示第六百三十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 二 (一) 二 (四) エチル ニ・五 シメトキシフェニル(エチル)アミノ(メチル)フェノール及びその塩類(通称ニ五 NBOH、ニC E NBOH)
  - 2 三 一 (一) ビペリジニル(シクロヘキシル)フェノール及びその塩類(通称三HO PCP、三OH PCP、三Hydroxy PCP)
  - 3 キノリン ハイル<sup>ニ</sup>ベンチル H インダゾール 三 カルボキシライ<sup>ト</sup>及びその塩類(通称NPB 二二)
- 二 指定の理由  
条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日  
平成三十年十二月二十日

平成三十年十二月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社